

八雲町一般廃棄物（ごみ） 処 理 基 本 計 画

(案)



北海道八雲町

目 次

第 1 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域の概要	2
第 2 ごみ処理の現状	7
1 ごみ処理の流れ	7
2 ごみ排出量とリサイクル率	10
3 ごみの発生・排出抑制への取組	17
4 収集運搬	18
5 中間処理	24
6 最終処分	27
7 ごみ処理の課題	28
第 3 計画の基本事項	29
1 基本的方向	29
第 4 ごみの排出量の見込み	32
1 将来人口	32
2 ごみ排出量の目標値	34
3 ごみ排出量の見込み	35
第 5 ごみ処理基本計画	38
1 ごみ減量・リサイクル	38
2 収集・運搬	44
3 中間処理	47
4 最終処分	50
5 その他の計画	52

第1 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

大量生産・大量消費の社会構造は、豊かな社会を実現しましたが、その結果、使い捨てによる大量廃棄が進み、日常生活や事業活動から多くの廃棄物が排出されるようになりました。

このため「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」社会から、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理によって天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する「循環型社会」の実現が求められています。

国においては平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会に対する基本的な考え方と枠組みを示すとともに、この法律のもと「廃棄物処理法」と「資源有効利用促進法」によって廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を図るほか、個別品目の特性に応じ「容器包装リサイクル法」などの各種リサイクル法により、具体的な施策が展開されているところです。また、廃棄物処理法による基本方針では「循環型社会」に加え、今日的な課題として地球規模での環境保全を図るため、「低炭素社会」や「自然共生社会」と統合した取組の推進も示されているところです。

八雲町においては、旧八雲町と旧熊石町の2町が合併し、新「八雲町」が誕生したのを契機に、平成21年3月に「八雲町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。この計画や渡島・桧山地域の広域処理計画と併せて、適正処理とリサイクルの推進を図ってきましたが、新たな国の方針を踏まえるとともに、「循環型社会」の形成に向けて新たに固形燃料化施設の整備を進めるにあたり、計画の見直しが必要になっています。

このような状況の中、本町が今後目指すべき「循環型社会」の形成に向けて、必要な施策と町民・事業者・町が果たすべき役割の明確化、さらに固形燃料化施設の整備に向けて、今後のごみ処理の基本的方向を定めるため、ごみ処理基本計画を見直すこととしました。

2 地域の概要

(1) 自然環境

1) 位置及び面積

本町は、北海道の南部渡島半島の北部にあり、渡島半島を横断し、東は内浦湾（太平洋）、西は日本海に面し、北は長万部町、今金町、せたな町、南は森町、厚沢部町、乙部町に接し、東西は 43.14km、南北は 40.93km に渡り、面積は 956.08km²を有しています。

半島を縦貫する渡島山地をはさんで、東は遊楽部川、落部川、野田追川が流れ、西は相沼内川、見市川が流れており、農業・漁業ともに恵まれた立地となっています。

表 1-1 面積と範囲

面積	範囲	
	東西	南北
956.08 km ²	43.14km	40.93km

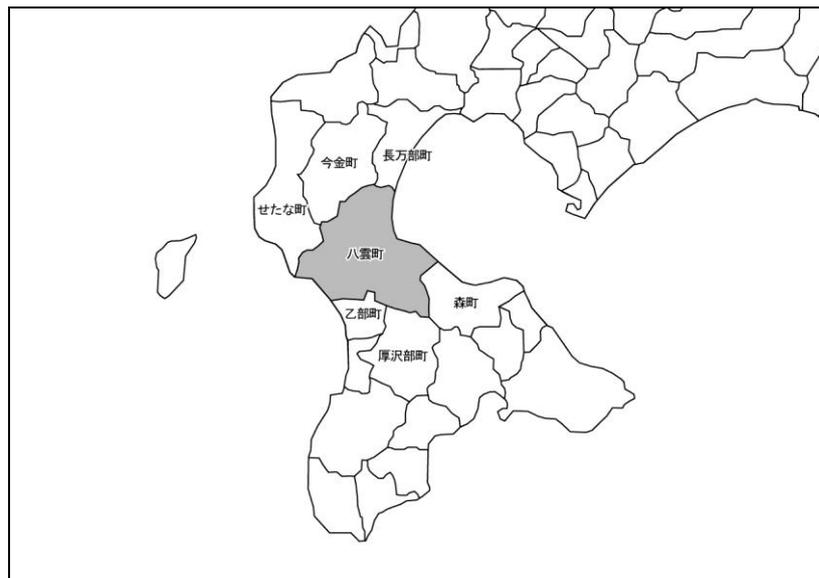


図 1-1 八雲町の位置

2) 気象

気候は、八雲地域と熊石地域で異なり、八雲地域が年平均気温 7.9℃に対し、暖流の影響を受ける熊石地域は年平均気温 9.3℃となっています。また、降水量は八雲地域と熊石地域を比較すると、八雲地域では夏に多く、冬に少なくなるのに対し、熊石地域は冬に多く、夏に少なくなる傾向がみられます。

表 1-2 気象の概要（八雲地域）

月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	最深積雪 (cm)
		平均	最高	最低			
1月	86.6	-3.5	-0.2	-7.3	2.5	73.1	63
2月	75.1	-3.0	0.5	-7.1	2.5	92.5	81
3月	74.1	0.3	4.1	-3.8	2.6	131.4	64
4月	83.7	5.7	10.0	1.4	2.6	171.1	10
5月	93.1	10.4	14.8	6.2	2.4	180.1	-
6月	68.5	14.4	18.2	11.0	2.1	141.2	-
7月	129.1	18.5	21.8	15.7	2.0	112.2	-
8月	177.3	20.9	24.6	17.5	1.9	138.5	-
9月	158.0	17.2	22.1	12.4	2.0	156.3	-
10月	106.9	10.9	16.1	5.7	2.2	144.4	-
11月	114.7	4.5	8.8	0.2	2.5	91.1	12
12月	99.0	-1.1	2.3	-4.6	2.5	67.1	35
年	1,279.3	7.9	11.9	3.9	2.3	1,501.3	83

※八雲気象観測所における平年値

表 1-3 気象の概要（熊石地域）

月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	最深積雪 (cm)
		平均	最高	最低			
1月	101.5	-2.1	0.5	-4.8	2.4	37.8	42
2月	74.4	-1.6	1.0	-4.4	2.3	62.7	54
3月	71.7	1.6	4.8	-1.7	2.3	116.8	39
4月	94.9	7.1	10.9	3.1	1.9	159.8	3
5月	127.5	11.5	15.5	7.6	1.5	161.7	-
6月	86.7	15.8	19.8	12.2	1.3	149.2	-
7月	163.2	19.8	23.3	16.7	1.2	132.3	-
8月	169.7	22.1	25.9	18.7	1.3	150.7	-
9月	140.9	18.5	22.7	14.5	1.7	156.7	-
10月	113.6	12.5	16.5	8.6	2.0	139.4	-
11月	125.2	6.0	9.3	2.4	2.5	69.3	7
12月	110.8	0.4	3.2	-2.4	2.5	41.2	24
年	1,394.9	9.3	12.8	5.9	1.9	1,384.6	57

※熊石気象観測所における平年値

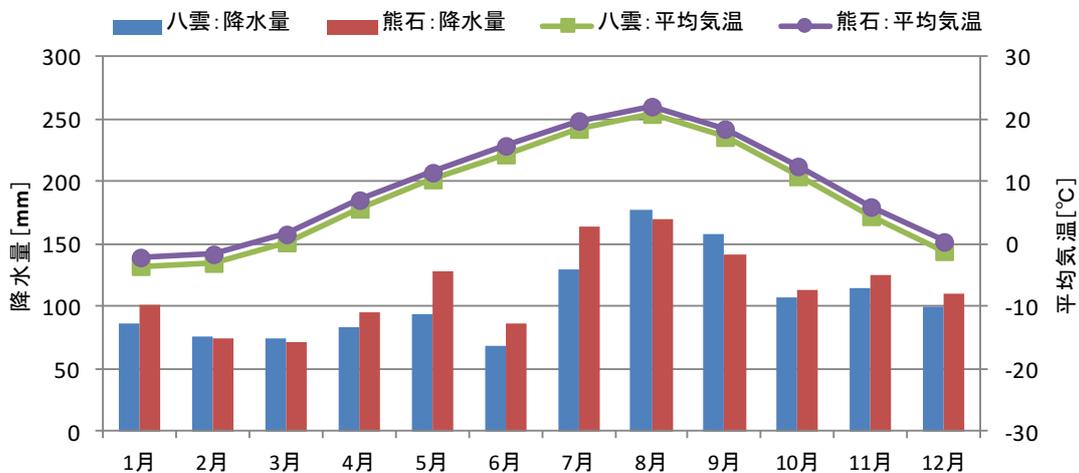


図 1-2 気象の状況（降水量と平均気温）

(2) 社会環境

1) 人口

市町村合併と同時に行われた平成 17 年 10 月 1 日の国勢調査では、人口は 20,131 人、世帯数は 8,004 世帯でしたが、平成 27 年調査では、人口は 17,252 人、世帯数は 7,523 世帯となり、10 年間で人口が▲2,879 人、世帯数が▲481 世帯となっています。

表 1-4 人口の推移 (国勢調査)

年次	人 口			世帯数		
	八雲地域	熊石地域	八雲町 (計)	八雲地域	熊石地域	八雲町 (計)
昭和 60 年	19,708	5,913	25,621	6,209	1,695	7,904
平成 2 年	18,872	4,909	23,781	6,269	1,604	7,873
平成 7 年	18,034	4,281	22,315	6,379	1,537	7,916
平成 12 年	17,636	3,802	21,438	6,752	1,479	8,231
平成 17 年	16,704	3,427	20,131	6,613	1,391	8,004
平成 22 年	15,998	2,898	18,896	6,612	1,280	7,892
平成 27 年	14,830	2,422	17,252	6,377	1,146	7,523

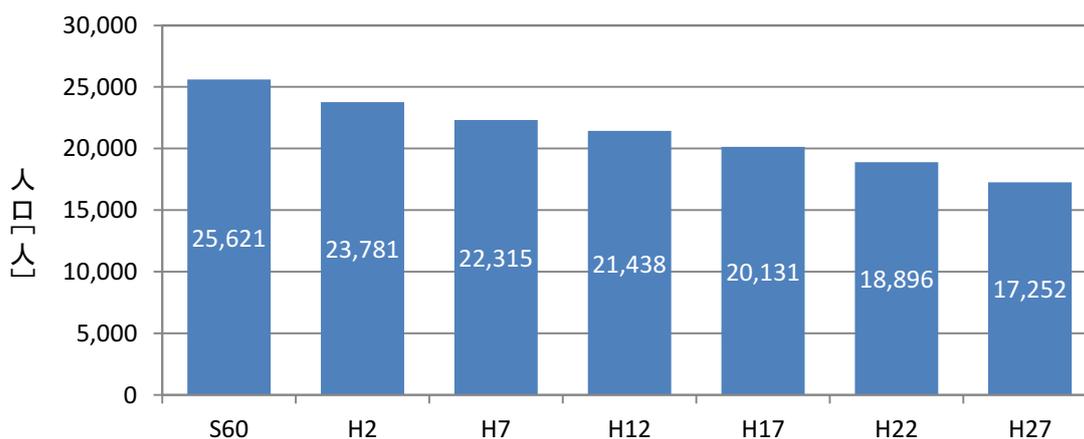


図 1-3 人口の推移 (国勢調査)

2) 産業

平成 27 年の国勢調査による産業別就業者数を表 1-5 に示します。

本町の基幹産業は、就業者数は少ないが、酪農、水稻、畑作の農業と内浦湾のホタテ貝、日本海のアワビの養殖やサケを中心とした漁業、水産養殖業の第 1 次産業となっています。

また、平成 26 年経済センサス基礎調査による事業数及び従業員数は、表 1-6 に示すとおりで、事業所数は 985 事業所、従業員数は 7,475 人となっています。

表 1-5 産業別就業者数 (H27 国勢調査)

区分	八雲町		北海道
	人口 (人)	比率	
農 業	705	8.2%	5.4%
林 業	103	1.2%	0.3%
漁 業	965	11.3%	1.3%
第 1 次産業計	1,773	20.7%	7.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.0%	0.1%
建設業	811	9.5%	8.4%
製造業	810	9.5%	8.4%
第 2 次産業計	1,625	19.0%	16.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	52	0.6%	0.5%
情報通信業	7	0.1%	1.7%
運輸業、郵便業	303	3.5%	5.4%
卸売業、小売業	986	11.5%	15.5%
金融業、保険業	93	1.1%	2.0%
不動産業、物品賃貸業	52	0.6%	1.9%
学術研究、専門・技術サービス業	141	1.6%	2.6%
宿泊業、飲食サービス業	417	4.9%	6.0%
生活関連サービス業、娯楽業	209	2.4%	3.6%
教育、学習支援業	346	4.0%	4.3%
医療、福祉	1,286	15.0%	13.4%
複合サービス事業	178	2.1%	1.3%
サービス業(他に分類されないもの)	415	4.8%	7.0%
公務(他に分類されるものを除く)	647	7.5%	5.2%
第 3 次産業計	5,132	59.9%	70.6%
分類不能	41	0.5%	5.5%
総数	8,571	100.0%	100.0%

表 1-6 事業所数及び従業員数 (H26 経済センサス基礎調査)

産 業 分 類	平成 26 年度	
	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)
総数	985	7,475
農林漁業	32	425
鉱業	-	-
建設業	110	748
製造業	62	820
電気・ガス・熱供給・水道業	6	66
情報通信業	2	2
運輸業	22	267
卸売・小売業	228	1,139
金融・保険業	12	117
不動産業	44	114
学術研究、専門・技術サービス業	29	149
飲食店・宿泊業	138	557
生活関連サービス業、娯楽業	90	239
教育・学習支援業	30	369
医療・福祉	55	1,335
複合サービス事業	16	170
サービス業 (それ以外のサービス業)	84	418
公務 (他に分類されないもの)	25	540

(3) 総合計画

本町では、平成 30 年度からの新たな総合計画として「第 2 期八雲町総合計画」を策定しています。

※以下、第 2 期総合計画（案）が固まった段階で記載。

表 1-7 第 2 期総合計画におけるごみ処理・リサイクルの施策（案）

主要施策	施策主な取組
(1)ごみ収集体制の強化	①収集体制の充実
	②ごみ分別の推進
(2)ごみ処理施設の整備	①新最終処分場の整備
(3)3Rの推進	①ごみ処理・3Rの推進

第2 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の流れ

(1) 八雲地域

平成 28 年度の八雲地域におけるごみ処理の流れを図 2-1 に示します。

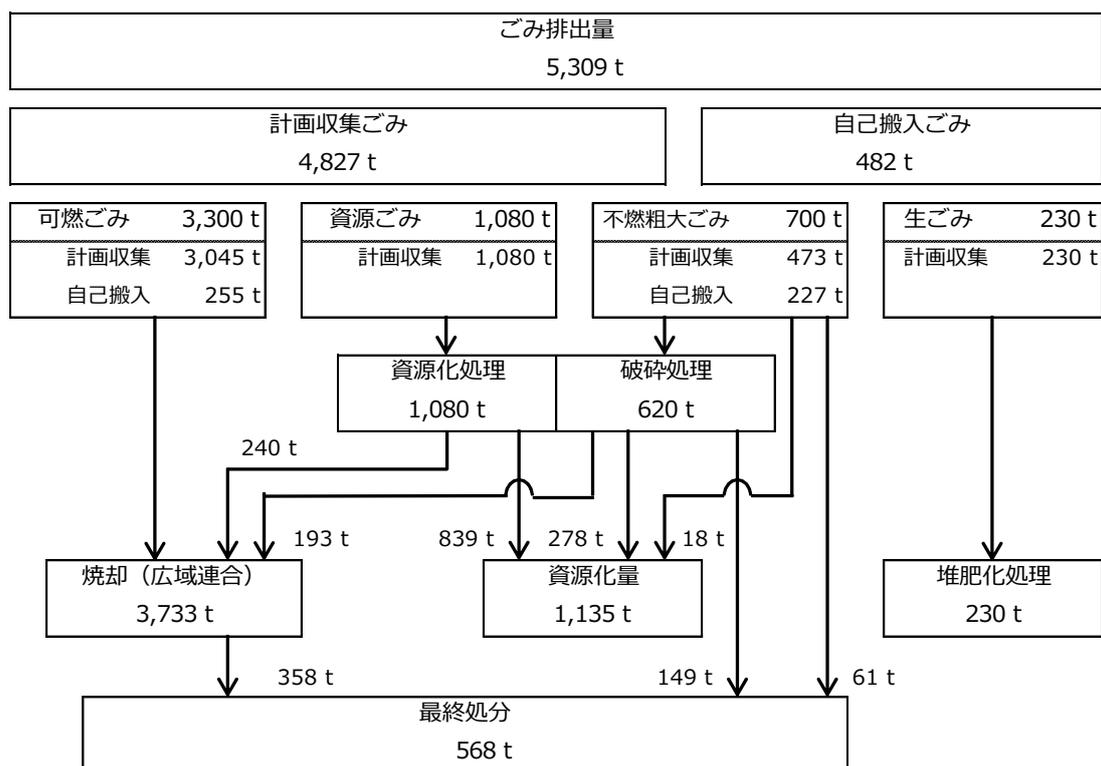


図 2-1 ごみ処理の流れ (八雲地域)

※図及び表の数値の単位未満は、四捨五入としたため、合計値とその内訳の計とが一致しない場合があります。

ごみの排出の区分には、各家庭からごみステーション方式及び戸別収集方式により排出され、町が委託する業者が収集する計画収集ごみと、町民や事業者がごみ処理施設へ持ち込んだり、収集運搬許可業者と契約して施設へ搬入する自己搬入ごみがあります。計画収集ごみと自己搬入ごみを合わせたごみ排出量は、平成 28 年度において 5,309 トンとなっています。

八雲地域のごみの分別からは「燃やせるごみ (可燃ごみ)」、「燃やせないごみ (不燃ごみ)」、「粗大ごみ」、「資源物」、「生ごみ」の区分があります。

分別区分にしたがって排出されたごみは中間処理を行います。八雲地域では、可燃ごみは、渡島廃棄物処理広域連合 (以下「広域連合」といいます。) の中継施設である「リレーポート山越」に搬入し、ここで大型の車両に積み替えてから、北斗市にある広域連

合の「クリーンおしま」で処理します。

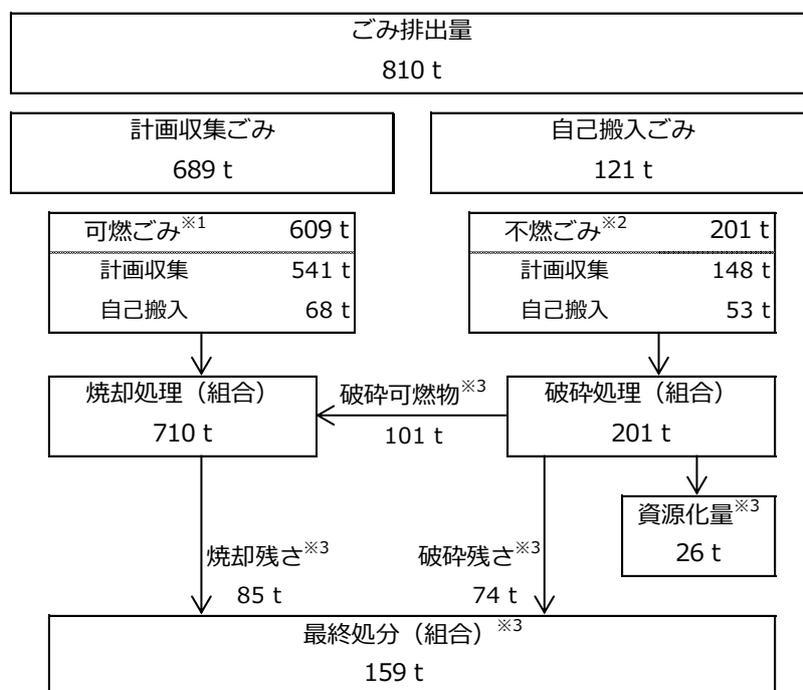
不燃粗大ごみは、「八雲町リサイクルセンター」で破碎処理され、有価物・不燃物・可燃物に選別し、有価物は売却、不燃物は埋立、可燃物はリレーポート山越に搬入しています。資源物も「八雲町リサイクルセンター」において選別や圧縮等の処理が行われ、資源回収業者に引き渡しています。なお、排出時に使われたごみ袋等の残さはリレーポート山越に搬入しています。

生ごみは、八雲市街地のみで分別収集を行っており、「八雲町地域バイオマス利活用施設」で下水道汚泥や食品加工残さ等とあわせて堆肥化されています。

「クリーンおしま」や「八雲町リサイクルセンター」で処理した残さと処理が困難な一部のごみは、本町の最終処分場で埋立処分します。

(2) 熊石地域

平成 28 年度の熊石地域におけるごみ処理の流れを図 2-2 に示します。



※1 可燃性粗大ごみを含む。

※2 不燃性粗大ごみを含む。

※3 熊石地域の搬入量の割合から推定した処理量である。

図 2-2 ごみ処理の流れ(熊石地域)

ごみの排出の区分には、各家庭からごみステーション方式及び戸別収集方式により排出され、熊石地域が加盟する南部桧山衛生処理組合(以下「南部桧山組合」といいます。)が委託する業者が収集する計画収集ごみと、町民や事業者が南部桧山組合のごみ処理施設へ持ち込んだり、収集運搬許可業者と契約して施設へ搬入する自己搬入ごみがありま

す。計画収集ごみと自己搬入ごみを合わせたごみ排出量は、平成 28 年度において 810 トンとなっています。

熊石地域のごみの分別は「燃やせるごみ（可燃ごみ）」、「燃やせないごみ（不燃ごみ）」「粗大ごみ」となっており、全て江差町にある「南部桧山清掃センター」に搬入し、焼却・破碎されます。破碎処理では、有価物・不燃物・可燃物に選別され、有価物は売却、不燃物は南部桧山組合の最終処分場で埋立、可燃物は焼却されます。

2 ごみ排出量とリサイクル率

(1) ごみ排出量

1) 八雲町

八雲地域と熊石地域を合わせた全町のごみ排出量の実績は、表 2-1 に示すとおりであり、平成 25 年度をピークに、以後減少が続いています。

表 2-1 ごみ排出量の実績（地域別）

（単位：トン）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
八雲地域	5,556	5,592	5,471	5,421	5,309
熊石地域	875	912	882	856	810
計	6,431	6,504	6,353	6,277	6,119

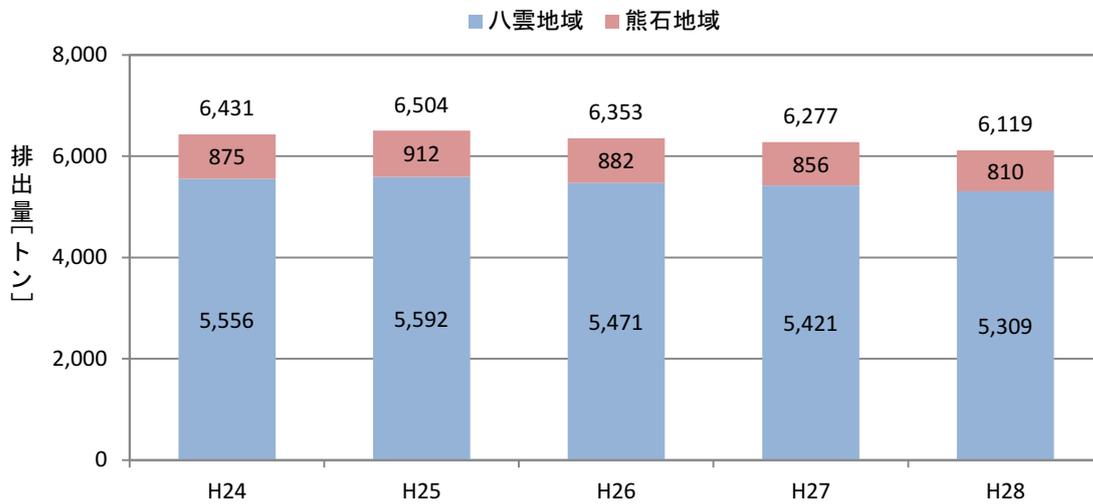


図 2-3 ごみ排出量の推移（地域別）

分別区分別のごみ排出量の実績を表 2-2 に示します。計画収集ごみは、平成 25 年度をピークに、また自己搬入ごみは、平成 26 年度をピークに減少しており、平成 28 年度はともに過去 5 か年において最も少ない量となっています。分別区分ごとでは、燃やせるごみ、燃やせないごみは減少傾向、資源物と生ごみはおおむね横ばいで推移しています。

表 2-2 ごみ排出量の実績（分別区分別）

(単位：トン)

搬入区分	分別区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
計画収集ごみ	燃やせるごみ	3,846	3,817	3,697	3,654	3,586
	燃やせないごみ	974	894	604	494	621
	資源物	896	951	1,088	1,233	1,080
	生ごみ	106	181	214	234	230
	計	5,822	5,844	5,603	5,614	5,516
自己搬入ごみ	燃やせるごみ	227	290	391	343	323
	燃やせないごみ	381	371	359	320	280
	計	609	661	750	663	603
計	燃やせるごみ	4,074	4,107	4,088	3,997	3,909
	燃やせないごみ	1,355	1,265	963	814	901
	資源物	896	951	1,088	1,233	1,080
	生ごみ	106	181	214	234	230
	計	6,431	6,504	6,353	6,277	6,119

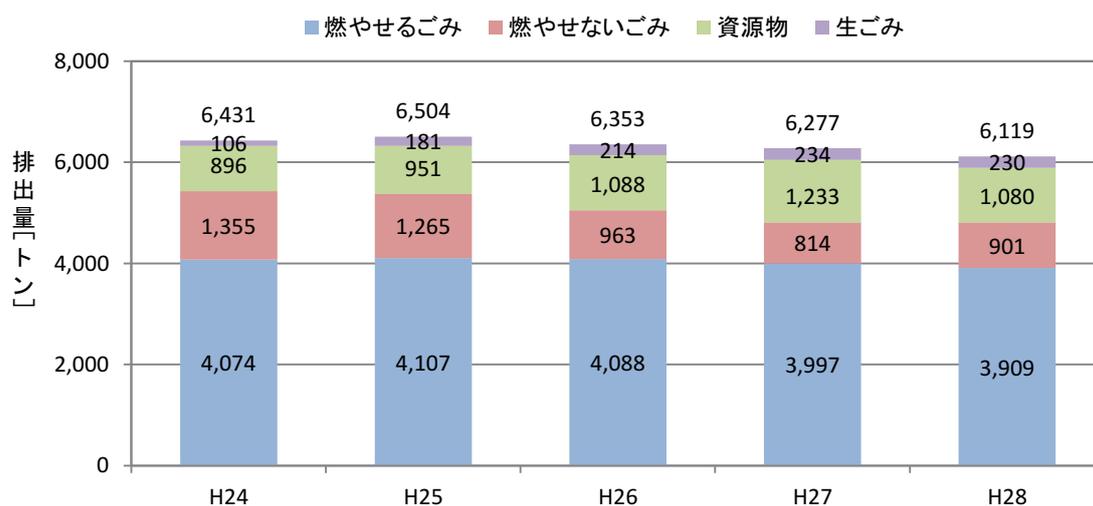


図 2-4 ごみ排出量の推移（分別区分別）

2) 八雲地域

八雲地域のごみ排出量の実績は、表 2-3 に示すとおりであり、平成 25 年度をピークに以後減少しており、平成 28 年度は過去 5 か年で最も少ない 5,309 トンの排出量となっています。

表 2-3 ごみ排出量の実績（八雲地域）

(単位：トン)

搬入区分	分別区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
計画収集ごみ	燃やせるごみ	3,251	3,224	3,114	3,101	3,045
	燃やせないごみ	810	716	535	329	473
	資源物	896	951	1,088	1,233	1,080
	生ごみ	106	181	214	234	230
	計	5,063	5,073	4,951	4,896	4,827
自己搬入ごみ	燃やせるごみ	173	219	225	257	255
	燃やせないごみ	319	301	295	268	227
	計	493	520	520	525	482
計	燃やせるごみ	3,425	3,443	3,339	3,358	3,300
	燃やせないごみ	1,129	1,017	830	597	700
	資源物	896	951	1,088	1,233	1,080
	生ごみ	106	181	214	234	230
	計	5,556	5,592	5,471	5,421	5,309

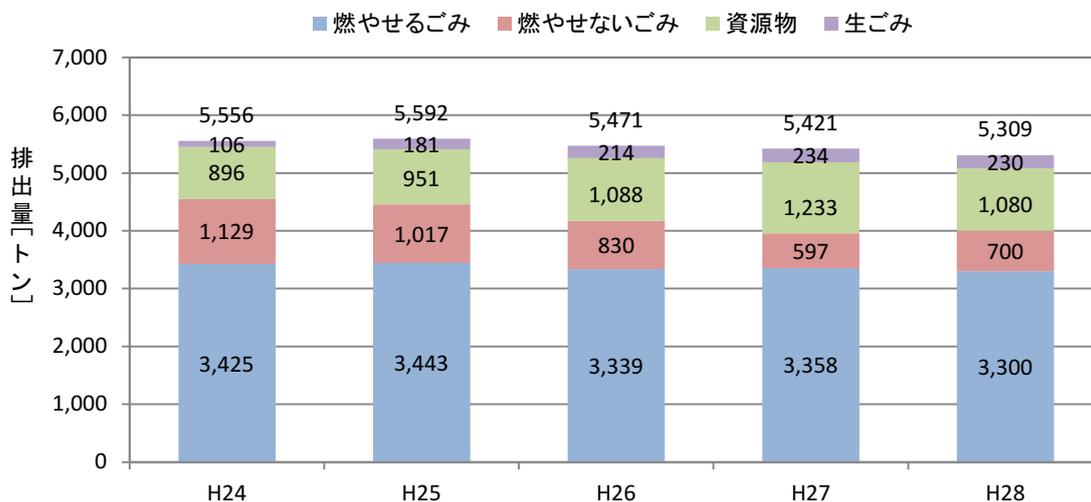


図 2-5 ごみ排出量の推移（八雲地域）

3) 熊石地域

熊石地域のごみ排出量の実績は、表 2-4 に示すとおりであり、平成 25 年度をピークに以後減少が続いており、平成 28 年度は過去 5 か年で最も少ない 810 トンの排出量となっています。

表 2-4 ごみ排出量の実績（熊石地域）

(単位：トン)

搬入区分	分別区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
計画収集ごみ	燃やせるごみ	595	593	583	553	541
	燃やせないごみ	164	178	69	165	148
	計	759	771	652	718	689
自己搬入ごみ	燃やせるごみ	54	71	166	86	68
	燃やせないごみ	62	70	64	52	53
	計	116	141	230	138	121
計	燃やせるごみ	649	664	749	639	609
	燃やせないごみ	226	248	133	217	201
	計	875	912	882	856	810

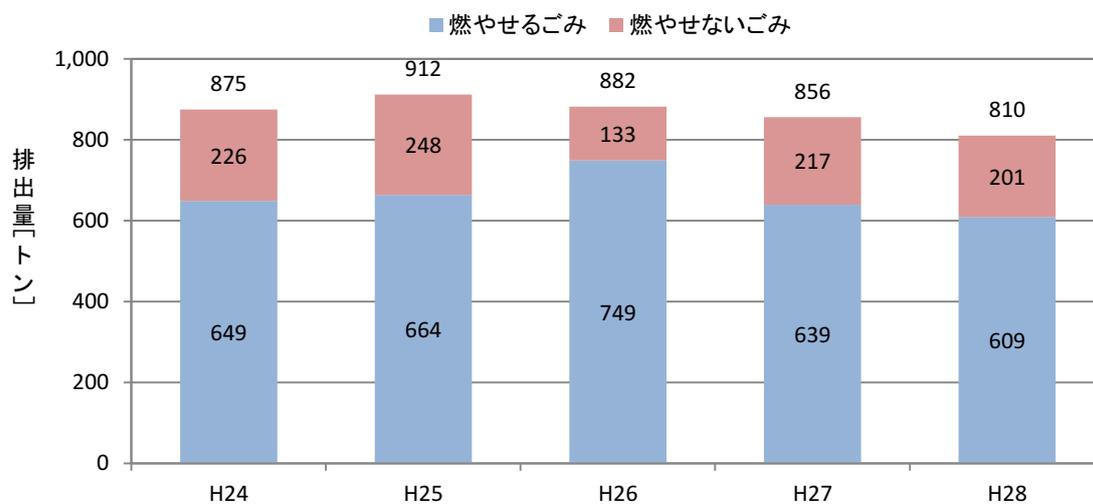


図 2-6 ごみ排出量の推移（熊石地域）

(2) リサイクル率

八雲町のリサイクル率の推移を図 2-7 に示します。

八雲町では、集団資源回収を実施する団体に奨励金を交付し、その活動を支援しています。

八雲地域では、資源物を分別収集し、資源化を進めています。また、燃やせないごみや粗大ごみとして出された中から鉄類を直接回収しているほか、その他の燃やせないごみ、粗大ごみは破碎した後、選別機によって鉄類とアルミ類を回収しています。

熊石地域では、南部松山清掃センターの粗大ごみ処理施設において燃やせないごみ、粗大ごみを破碎した後、選別機によって鉄類とアルミ類を回収しています。

これらの取組によりリサイクル率は、平成 27 年度で 20%を超え、平成 28 年度もこれを維持しています。

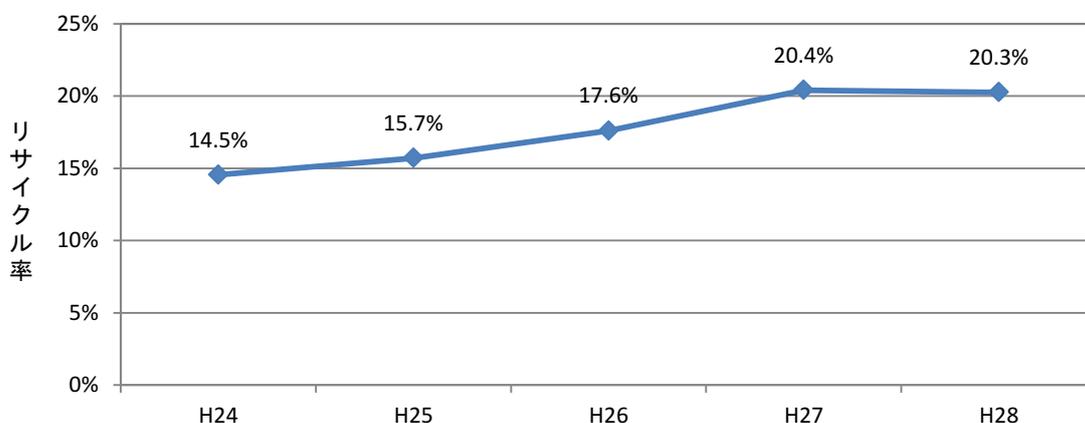


図 2-7 リサイクル率の推移 (八雲町)

$$\text{※リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ排出量} + \text{集団回収量}}$$

(3) 北海道・全国との比較

環境省で公表している一般廃棄物処理実態調査（以下「実態調査」といいます。）より、1人1日当たり総排出量を北海道、全国と比較します。なお、実態調査の最新調査年度が平成27年度となっていますので、ここでの比較は平成27年度までとします。

表 2-5、図 2-8 に示すとおり、北海道や全国の1人1日当たり総排出量は減少傾向にあります。八雲町は平成25年度以降ほぼ横ばいで推移しています。このため平成27年度においては北海道を上回る状況となっており、今後ごみ減量に向けた取組が必要です。

表 2-5 1人1日当たり総排出量（八雲町・北海道・全国）

（単位：g/人・日）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
八雲町	970	992	986	993
北海道	1,004	1,013	990	984
全国	964	958	947	939

資料：北海道と全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より作成

$$\text{※ 1人1日当たり総排出量 (g/人・日)} = \frac{\text{ごみ総排出量 (t/年)}}{\text{人口 (人)} \times 365 \text{ (日)}} \times 10^6$$

$$\text{ごみ総排出量 (t/年)} = \text{家庭ごみ量 (集団回収量を含む)} + \text{事業ごみ量}$$

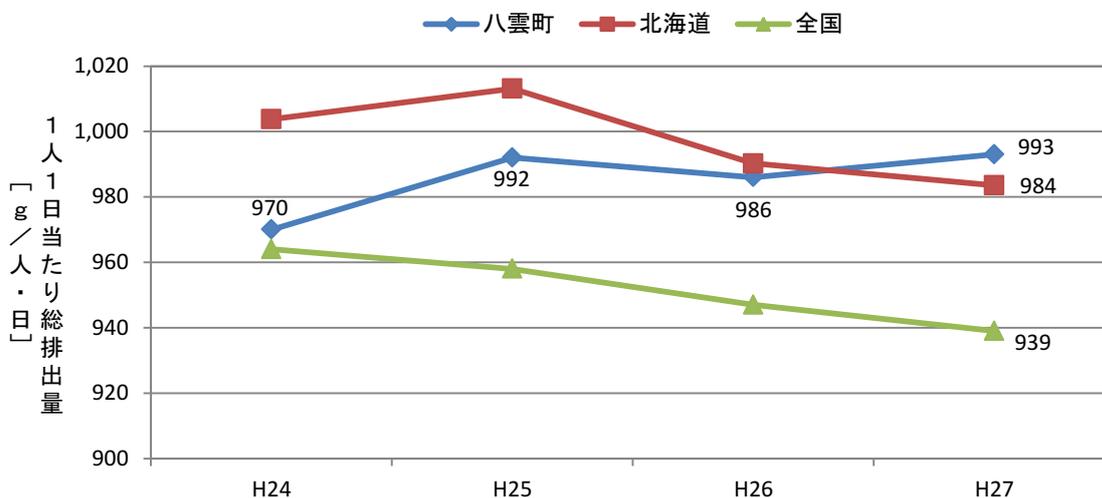


図 2-8 1人1日当たり総排出量（八雲町・北海道・全国）

リサイクル率の北海道と全国との比較は、表 2-6、図 2-9 に示すとおりであり、北海道よりも下回るものの、平成 27 年度は全国と同じリサイクル率となりました。

表 2-6 リサイクル率（八雲町・北海道・全国）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
八 雲 町	14.5%	15.7%	17.6%	20.4%
北 海 道	23.6%	24.0%	24.6%	24.3%
全 国	20.5%	20.6%	20.6%	20.4%

資料：北海道と全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より作成

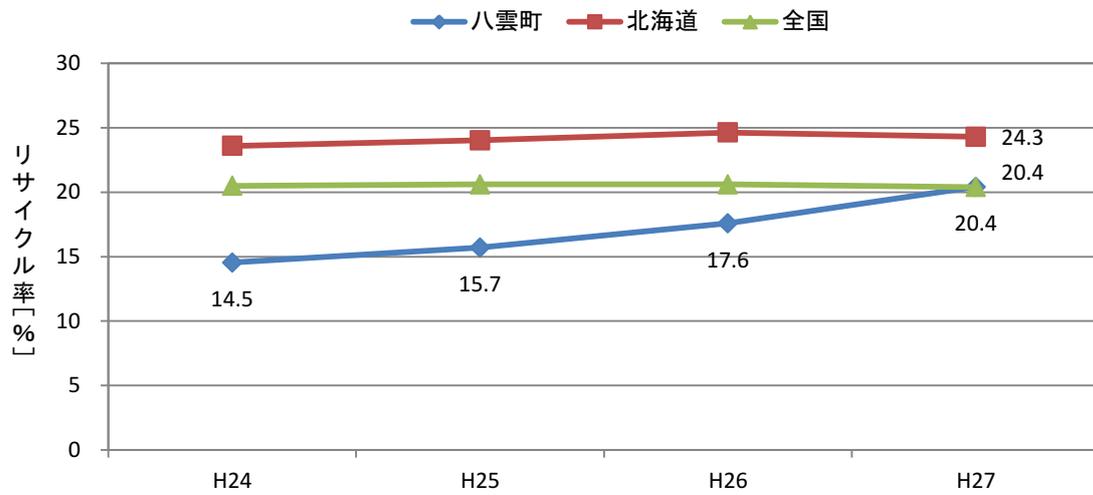


図 2-9 リサイクル率（八雲町・北海道・全国）

3 ごみの発生・排出抑制への取組

(1) 集団資源回収への助成

町内会や子供会など各種団体が取り組んでいる資源物の集団回収を支援するため、回収量に応じて支援金を支給する「資源ごみ集団回収活動助成制度」を行っています。

この助成制度は、回収業者の引取量 1kg につき 3円を支給するもので、各種団体の活動資金として活用されています。

平成 28 年度においては、22 団体より申請を受け、助成金を交付しております。

なお、平成 29 年度からは、福祉増進を図る特定非営利活動法人（NPO 法人）や社会福祉法人も交付の対象としています。

表 2-7 集団資源回収の実績

(単位：トン)

種類	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
空き缶類	8.7	8.7	7.6	7.3	7.2
空きびん類	3.8	4.5	3.3	2.4	1.9
新聞・雑誌類	79.1	77.2	65.6	64.7	58.8
ダンボール	22.5	25.0	17.4	25.7	25.3
衣類・その他	2.8	3.4	2.8	5.5	4.9
計	116.9	118.7	96.7	105.6	98.1

(2) 生ごみの自家処理の推進

生ごみの有効活用と自家処理の推進を目的として、各家庭で生ごみの堆肥化を進めてもらうために「生ごみ処理機」と「生ごみ堆肥化容器」の購入助成を平成 14 年度から行っています。現在、生ごみ処理機の補助金額は、購入金額の 1/2 以内とし、上限額は 10,000 円となっています。

本事業により、生ごみ処理機 276 基、生ごみ堆肥化容器 141 基が設置されています。

なお、生ごみ堆肥化容器の助成については平成 25 年度で終了しています。

表 2-8 生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の助成実績

(単位：基)

区分	~23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	累計
生ごみ処理機	270	3	1	1	1	0	276
生ごみ堆肥化容器	137	1	3				141
計	407	4	4	1	1	0	417

(3) 各種媒体による広報啓発

町広報誌「広報やくも」や町の公式ホームページなどで、上記の集団資源回収や生ごみの自家処理の推進、分別区分、排出方法の説明など、ごみに関する様々な情報を発信しています。

4 収集運搬

(1) 分別区分

1) 八雲地域

八雲地域では「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」、「有害ごみ」の区分で収集しています。資源物はさらに「プラスチック製容器包装」、「紙製容器包装」、「空き缶」、「空きびん」、「ペットボトル」、「ダンボール・新聞・雑誌、紙パック」、「白色トレイ」の分別を行っています。さらに市街地においては「生ごみ」も分別しています。

表 2-9 に分別区分と主なごみの種類を示します。

表 2-9 分別区分と主なごみの種類（八雲地域）

分別区分		主なごみの種類
生ごみ（市街地のみ）		◇野菜・果物くずなどの生ごみなど
燃やせるごみ		◇木・枝・板切れ、紙おむつ、食用油、小型のプラスチック製品など
燃やせないごみ		◇食器類・植木鉢・ガラス、鍋類、アルミホイル、貝殻類、小型の家電電化製品、土の付着した雑草、ペット用砂
粗大ごみ		◇机、ベッド、布団、絨毯、自転車、カーテン、トタンなど
有害ごみ		◇乾電池、ボタン電池、蛍光灯、ライター（それぞれ分けて、燃やせないごみの日に出す。）
資源ごみ	プラスチック製容器包装	◇コンビニ弁当などの容器、カップ麺類、レジ袋類、色つきトレイ、洗剤などのボトル類、発泡スチロール
	紙製容器包装	◇菓子などの紙箱、洗剤やティッシュの紙箱、缶詰の紙ラベル、ヨーグルトやアイスなどのカップ
	空きびん	◇酒、調味料、栄養ドリンク等のすべてのびん類
	空き缶	◇アルミ・スチール缶、ミルク缶、汚れを取った缶詰缶
	ペットボトル	◇飲料用・酒・醤油等のペットボトル（PET 1 マークのみ）
	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック	◇新聞紙、本・雑誌、チラシ、ダンボール、紙パック
	白色トレイ	◇汚れを取った白色トレイ

2) 熊石地域

熊石地域では「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」の区分で収集しています。

表 2-10 に分別区分と主なごみの種類を示します。

表 2-10 分別区分と主なごみの種類（熊石地域）

分別区分	主なごみの種類
燃やせるごみ	◇台所ごみ、紙くず、木くず、衣類、布、繊維類、新聞、雑誌類
燃やせないごみ	◇プラスチック類、ビニール類、ペットボトル、缶、びん、ガラス類、陶器、金属類、小型電気製品、合成皮革
粗大ごみ	◇タンス、机、イス、布団、自転車、ベッド、ソファ、ドラム缶、畳、煙突、本棚、スノーダンプ、カーペット、じゅうたん、ストーブ、バイク（50cc以下）など

3) 町が収集しないごみ

町が収集しないごみとして町民に周知しているものを表 2-11 に示します。

表 2-11 町が収集しないごみ

区分	排出方法・処理方法
家電リサイクル法対象製品 （テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）	◇販売店に問い合わせ
パソコン	◇各メーカーに問い合わせ
処理が困難なもの （タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、消火器、廃油、塗料・シンナーなど）	◇販売店、専門業者に引取り業者に依頼 ◇ピアノ・エレクトーン、金庫等の重いものは専門業者に依頼

(2) 拠点回収

「小型家電」、「衣類」、「廃食用油」は拠点回収する品目として、公共施設に設置している専用回収ボックスへの排出を周知しています。

1) 小型家電

町内5施設に無料の回収ボックスを設置し、小型家電を回収しています。回収する小型家電は、概ね30cm×30cmまでの大きさで、家電リサイクル法の対象機器（ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）やパソコンを除いたものが回収対象です

表 2-12 小型家電の回収拠点

設置場所	住所
八雲町役場	八雲町住初町 138 番地
熊石総合支所	八雲町熊石根崎 116 番地
落部支所	八雲町落部 879 番地
シルバープラザ	八雲町栄町 13 番地 1
八雲町公民館	八雲町末広町 154 番地

2) 衣類

ごみ減量化・資源化推進のため、古衣類の拠点回収を行っています。回収した古衣類は、資源回収業者によって再利用されます。革製品や靴を除く古着全般を対象としており、このほかに、タオルケットやシャツなどの布類も回収しています。

表 2-13 衣類の回収拠点

設置場所	住所
八雲町役場	八雲町住初町 138 番地
熊石総合支所	八雲町熊石根崎 116 番地
落部支所	八雲町落部 879 番地
シルバープラザ	八雲町栄町 13 番地 1
八雲町公民館	八雲町末広町 154 番地
相沼泊川出張所	八雲町熊石館平町 111 番地

3) 廃食用油

廃天ぷら油（使用済みの食用油）をろ過して、ディーゼル車の燃料（バイオディーゼル燃料）にできることから、家庭から出る廃天ぷら油を回収しています。回収する廃食用油は植物系天ぷら油（菜種油、大豆油、ごま油、コーン油、サラダ油。賞味期限が切れたものも対象）で、動物油や石油系は対象外としています。

表 2-14 廃食用油の回収拠点

設置場所	住所
八雲町役場	八雲町住初町 138 番地
熊石総合支所	八雲町熊石根崎 116 番地
落部支所	八雲町落部 879 番地
シルバープラザ	八雲町栄町 13 番地 1
八雲町公民館	八雲町末広町 154 番地

※一部スーパーでも回収

(3) 収集運搬体制

1) 八雲地域

八雲地域の収集運搬体制は、表 2-15 のとおりです。

表 2-15 収集運搬体制（八雲地域）

区分	内容			
①収集体制	生ごみ（市街地のみ）	委託業者収集		
	燃やせるごみ	委託業者収集		
	燃やせないごみ	委託業者収集		
	資源物	委託業者収集		
	粗大ごみ	委託業者収集		
②収集方式	ステーション方式、戸別収集併用			
③指定袋	生ごみ	白	燃やせるごみ	青
	燃やせないごみ	黄	プラスチック製容器包装	
	紙類容器包装	透明又は半透明	透明又は半透明	
	空き缶	緑	空きびん	赤
	新聞・雑誌等	束ねて出す	ペットボトル	橙
	有害ごみ	透明又は半透明	白色トレイ	透明又は半透明
④収集頻度	生ごみ（市街地のみ）	週 2 回		
	燃やせるごみ	週 2 回（一部地域を除く）		
	燃やせないごみ	週 1 回（一部地域を除く）		
	資源ごみ	週 1 回（一部地域を除く）		
	粗大ごみ	週 1 回（一部地域を除く）		
	有害ごみ	週 1 回（一部地域を除く）		
⑤ごみ処理手数料	燃やせるごみ		生ごみ	
	50 リットル	100 円	20 リットル	40 円
	30 リットル	70 円	10 リットル	25 円
	20 リットル	50 円	6 リットル	15 円
	10 リットル	30 円	3 リットル	9 円
	燃やせないごみ		びん・缶・ペットボトル	
	30 リットル	70 円	50 リットル※	24 円
	20 リットル	50 円	30 リットル	15 円
	10 リットル	30 円	20 リットル	12 円
	粗大ごみ		※50 リットル袋はペットボトルのみ	
粗大ごみ処理券	200 円			

2) 熊石地域

熊石地域の収集運搬体制は、表 2-16 のとおりです。

表 2-16 収集運搬体制（熊石地域）

区分	内容	
①収集体制	燃やせるごみ	委託業者収集
	燃やせないごみ	委託業者収集
	粗大ごみ	委託業者収集
②収集方式	ステーション方式、戸別収集併用	
③指定袋	燃やせるごみ 赤	燃やせないごみ 青
④収集頻度	燃やせるごみ	週 2 回
	燃やせないごみ	2 週に 1 回
	粗大ごみ	月 1 回
⑤ごみ処理手数料	大 (40 リットル)	108 円
	中 (20 リットル)	54 円
	小 (10 リットル)	32 円
	シール (大の袋相当)	108 円

5 中間処理

(1) 八雲地域

1) 燃やせるごみの中間処理の方法

燃やせるごみは、広域連合の「クリーンおしま」（ガス化溶融施設）に搬入し、処理しています。溶融処理後のスラグについては、道路用骨材に利用しています。

また、広域処理によってごみの運搬距離が長くなるため、クリーンおしまの整備とあわせて、広域連合において中継施設を松前町、福島町、知内町、木古内町で1箇所（リレーポート渡島西部）、鹿部町、森町で1箇所（リレーポート茅部）、八雲町八雲地域、長万部町で1箇所（リレーポート山越）を設置しています。

各中継施設では、コンパクトコンテナ方式によりコンテナにごみを積み替え、クリーンおしままで効率的に運搬しています。

表 2-17 にクリーンおしまの概要、表 2-18 にリレーポート山越の概要を示します。

表 2-17 クリーンおしまの概要

①施設規模	63t/24h×2炉（計126t/日）
②設置場所	北斗市館野105番地
③炉形式	全連続燃焼式（ごみ熱分解ガス化溶融炉 キルン式）
④着工・竣工	着工：平成13年5月 竣工：平成15年3月
⑤主要設備	受入供給設備（プラットホーム、ごみピット、ごみクレーン）
	ガス化燃焼溶融設備（キルン式ガス化燃焼溶融設備）
	燃焼ガス冷却設備（廃熱ボイラ方式）
	排ガス処理設備（有害ガス除去装置、バグフィルタ）
	余熱利用設備（白煙防止、蒸気タービン発電、場内給湯、 場内ロードヒーティング）
	通風設備（平衡通風方式）
	灰処理設備（薬剤併用セメント固化処理方式）
	給水設備（上水）、排水処理設備（場内再利用）

表 2-18 リレーポート山越の概要

①施設規模	33t/日
②設置場所	長万部町字豊津35番地1
③方式	コンパクト・コンテナ方式
④稼働開始	着工：平成13年5月 竣工：平成14年11月
⑤収集地区	八雲町八雲地域、長万部町

2) 燃やせないごみ・資源物・粗大ごみの中間処理の方法

燃やせないごみ、資源物、粗大ごみの処理は、「八雲町リサイクルセンター」で処理しています。八雲町リサイクルセンターの概要を表 2-19 に示します。

表 2-19 八雲町リサイクルセンターの概要

①設置場所	八雲町黒岩 482 番地
②竣工	平成 15 年 3 月
③主要設備	受入供給設備（貯留ヤード投入方式）
	破碎設備（高速回転破碎機）
	選別施設（磁力選別、風力選別、粒度選別）
	缶類資源化設備（磁選機、スチール缶圧縮機、アルミ缶圧縮機）
	ペットボトル資源化設備（ペットボトル圧縮成型機）
	びん類資源化設備（手選別コンベア）
	プラスチック製容器包装資源化設備（その他プラ圧縮成型機）
	発泡スチロール白色トレイ（減容固化機）

3) 生ごみの中間処理の方法

市街地で収集した生ごみは、八雲町地域バイオマス利活用施設で、下水道汚泥などのバイオマスとともに堆肥化しています。八雲町地域バイオマス利活用施設の概要を表 2-20 に示します。

表 2-20 八雲町地域バイオマス利活用施設の概要

①設置場所	八雲町鉛川 456-2
②供用開始	平成 22 年 4 月
③処理対象物	生ごみ、下水道汚泥、食品加工残さ、ホタテ貝付着物
④発酵方式	通気型堆積方式、重機攪拌方式

4) 中間処理量

過去 5 か年の各中間処理施設へ搬入された量を表 2-21 に示します。

表 2-21 中間処理施設への搬入量

(単位：トン)

施設	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
リレーポート山越・クリーンおしま	3,813	3,830	3,744	3,748	3,733
八雲町リサイクルセンター	2,025	1,968	1,918	1,830	1,780
八雲町地域バイオマス利活用施設	106	181	214	234	230

(2) 熊石地域

1) 中間処理の方法

熊石地域の燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみは、南部松山組合の「南部松山清掃センター」に搬入し、処理しています。

南部松山清掃センターの概要を表 2-22 に示します。

表 2-22 南部松山清掃センターの概要

①設置場所	江差町字田沢町 681 番地		
②着工・竣工	着工：平成 6 年 11 月 竣工：平成 8 年 6 月		
焼 却 施 設	③施設規模	22t/16h×2 炉 (計 44t/日)	
	④炉形式	准連続燃焼式焼却炉 (流動床炉)	
	⑤主要設備	受入供給設備 (プラットフォーム、ごみピット、ごみクレーン)	
		燃焼設備 (流動床式焼却炉)	
		燃焼ガス冷却設備 (水噴霧式)	
		排ガス処理設備 (有害ガス除去装置、バグフィルタ)	
		余熱利用設備 (場内暖房・給湯)	
		通風設備 (平衡通風方式)	
灰処理設備 (セメント固化処理方式)			
給水設備、排水処理設備 (場内再利用)			
破 砕 施 設	⑥施設規模	13t/5h	
	⑦主要設備	破砕設備 (せん断破砕機、回転破砕機)	
		選別施設 (磁力選別、風力選別、アルミ選別、粒度選別)	
圧縮設備 (金属圧縮機)			

2) 中間処理量

過去 5 か年の南部松山清掃センターへの搬入量を表 2-23 に示します。

表 2-23 南部松山清掃センターへの搬入量

(単位：トン)

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
燃やせるごみ	649	664	749	639	609
燃やせないごみ	226	248	133	217	201

6 最終処分

(1) 八雲地域

八雲地域の最終処分場は、八雲町黒岩において平成 13 年から埋立を開始しています。
表 2-24 に最終処分場の概要、表 2-25 に過去 5 か年の埋立実績を示します。

表 2-24 最終処分場の概要（八雲地域）

①名称	八雲町一般廃棄物最終処分場
②所在地	八雲町黒岩 482 番地
③埋立構造	準好気性埋立構造
④埋立面積	5,570m ²
⑤埋立容量	30,705m ³
⑥計画埋立期間	平成 13 年度～平成 43 年度
⑦浸出水処理能力	35m ³ /日
⑧浸出水処理方式	生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋紫外線殺菌装置

表 2-25 埋立処分量（八雲地域）

(単位：トン)

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
埋立処分量	766	722	713	610	568

(2) 熊石地域

南部松山組合では、焼却残さや破碎残さを南部松山組合の最終処分場で埋立処分しています。

表 2-26 に最終処分場の概要、表 2-27 に過去 5 か年の埋立実績を示します。

表 2-26 最終処分場の概要（熊石地域）

①名称	南部松山衛生処理組合一般廃棄物最終処分地施設
②所在地	江差町字柳崎町 9 番地
③埋立構造	準好気性埋立構造
④埋立面積	29,000m ²
⑤埋立容量	97,000m ³
⑥計画埋立期間	平成 8 年度～平成 39 年度
⑦浸出水処理能力	60m ³ /日
⑧浸出水処理方式	カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋滅菌

表 2-27 埋立処分量（熊石地域）

(単位：トン)

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
埋立処分量※	170	179	186	180	159

※南部松山組合が埋立処分した量に対し、熊石地域のごみ搬入量の割合から推定した量です。

7 ごみ処理の課題

(1) ごみの発生・排出抑制

これまで資源分別収集、集団資源回収団体への支援、レジ袋削減運動など、ごみの発生抑制や資源化に関する様々な事業に取り組んできましたが、1人1日当たりごみ総排出量は北海道よりも多い状況にあり、今後ごみ減量に向けた取組が必要です。

こうした事業による効果を高めていくためには、町民・事業者がごみの発生抑制や資源化に取り組むべき当事者であることを自覚し、発生抑制や資源化を自ら実践していくことが必要です。

このため、ごみの発生抑制や資源化に関する情報の提供や町民・事業者が参加しやすい方法などを検討し、町民・事業者・町が協働して取り組めるような環境をつくっていくことが課題となっています。

(2) ごみの適正処理

1) 八雲地域

広域連合が運営する「クリーンおしま」の適正な運営を維持するために、分別の徹底やごみの減量に向けた取組が課題となっています。

現在使用している最終処分場での埋立は、平成43年度までと見込まれています。新たな最終処分場の整備に向けての検討が課題となっています。

2) 熊石地域

南部松山組合が運営する施設の適正な運営を維持するために、ごみの減量が課題となっています。

また、南部松山組合が現在使用している最終処分場での埋立は、平成39年度までと見込まれていますので、本計画の期間内において新たな最終処分場の整備に着手することが課題となっています。

第3 計画の基本事項

1 基本的方向

(1) ごみ処理の基本的方向

一般廃棄物の処理に当たっては、生活環境の保全、公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に努めることが重要です。

循環型社会とは、まずは製品等がごみとなることを抑制し、次に排出されたごみはできるだけ再使用、再生利用し、最後にどうしても利用できないものは適正処分することが徹底されることにより、天然資源が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

この循環型社会では、できる限り廃棄物の排出を抑制（Reduce：リデュース）し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止、その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、熱回収（サーマルリカバリー）の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上でもなお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することが基本となります。

本計画においてもこの考え方にに基づき、第1に発生抑制（Reduce：リデュース）、第2に再使用（Reuse：リユース）、第3に再生利用（Recycle：リサイクル）、最後に適正処分することを、ごみ処理の基本的方向と定めます。

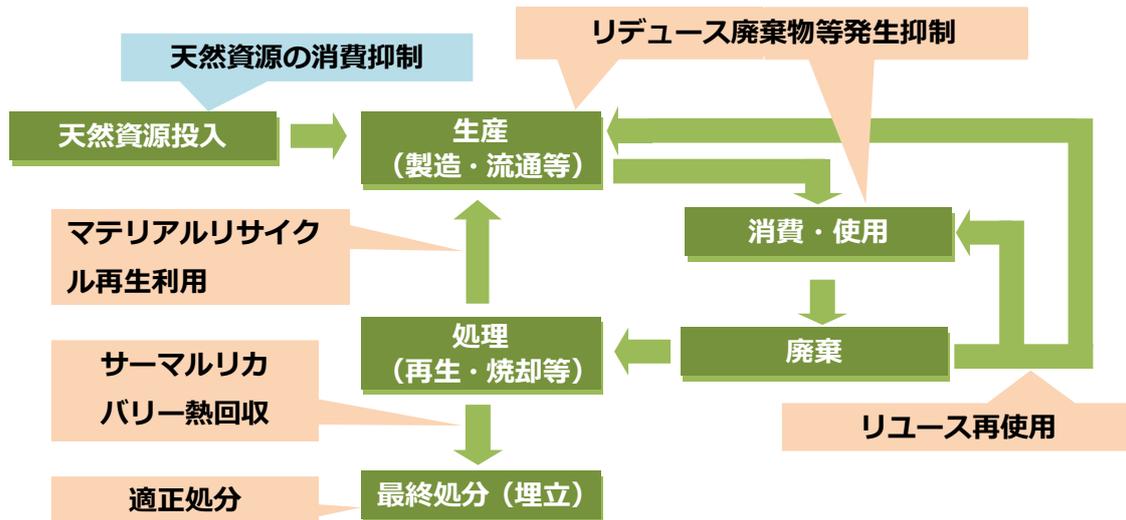


図 3-1 本計画の基本的方向（環境省資料より作成）

(2) ごみ処理体制の基本的方向

八雲町は、平成 17 年 10 月の合併以降、ごみ処理については、合併前の旧町ごとの処理体制で実施しています。本計画の期間内も引き続き、これまでのごみ処理体制を継続していくものとします。

(3) 施設整備に関する基本的方向

ごみ処理の課題で示したとおり、八雲地域では「クリーンおしま」の適正な運営を行っていく上で、分別の徹底とごみの減量を進めていく必要があります。

現在、クリーンおしまに搬入している「燃やせるごみ」の中には、そのままでは資源として利用できない紙ごみやプラスチック類などが含まれています。道内においても、これらのごみから固形燃料を製造し、ボイラ燃料として有効利用する取組が行われています。

燃やせるごみの中から、資源として有効利用できるものを分別し、減量化することは、リサイクル率の向上につながるとともに、化石燃料の使用削減など、温室効果ガスの削減にも寄与するところです。

このようなことから、本町では、燃やせるごみの中から固形燃料として利用可能なごみを分別するとともに、新たに固形燃料化施設を整備し、資源の有効利用を推進していくこととします。

(4) 計画の期間

ごみ処理基本計画の目標年次は、国が示す策定指針[※]において計画策定時から 10～15 年後を目安とされています。

本計画においても策定指針に基づき、平成 30 年度を計画の開始として、10 年後にあたる平成 39 年度までを計画期間とします。

また、5 年後の平成 34 年度に中間目標年次を設定し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

※ごみ処理基本計画の策定指針の改定について（平成 28 年 9 月 15 日付け環境対発第 1609152 号：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長）

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
内容	計画策定	前期				中間目標年次	後期				計画目標年次

図 3-2 本計画の期間

(5) 計画の対象区域

計画の対象区域は、本町の行政区域全域とします。

表 3-1 計画処理区域

区 分	面 積
行政区域面積	956.08 km ²
計画処理区域	956.08 km ²
計画外区域	0 km ²

第4 ごみの排出量の見込み

1 将来人口

ごみ量を精度よく予測するためには、行政区域内人口の推計が重要です。

第2期八雲町総合計画では、平成39年度の将来人口を15,000人に設定していますので、本計画においても総合計画との整合を図ります。

なお、各年度の人口は、平成28年度の人口実績値との間で直線補間した人口とします。

表 4-1 本計画の将来人口

(単位：人)

年度	人口	年度	人口
平成28年度	17,153	平成34年度	15,980
平成29年度	16,957	平成35年度	15,783
平成30年度	16,762	平成36年度	15,587
平成31年度	16,566	平成37年度	15,391
平成32年度	16,370	平成38年度	15,196
平成33年度	16,174	平成39年度	15,000

※平成28年度は実績値

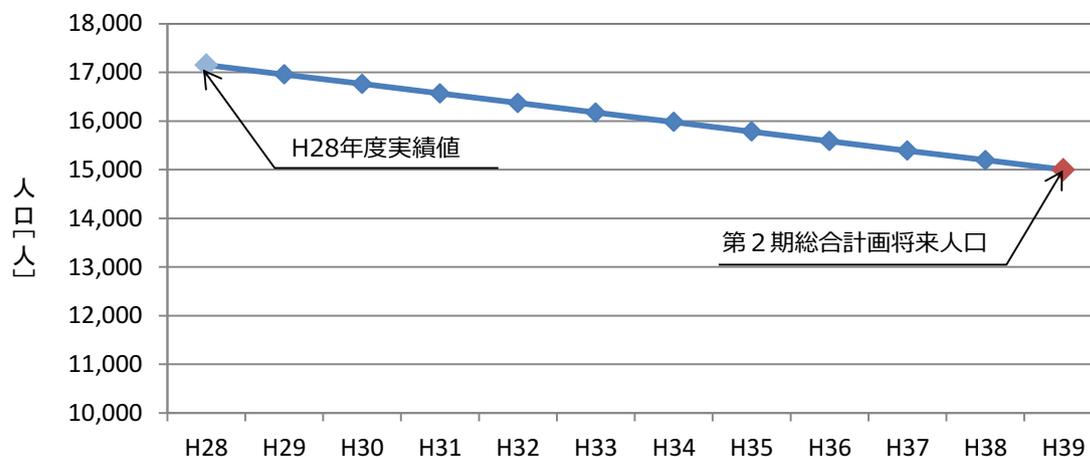


図 4-1 本計画の将来人口

八雲地域と熊石地域の人口については、過去の地域別人口割合をもとに、表 4-2 のとおり設定します。

表 4-2 地域別人口

年 度	人口 (人)	年 度		年 度	人口 (人)	年 度	
		八雲地域	熊石地域			八雲地域	熊石地域
平成 28 年度	17,153	14,789	2,364	平成 34 年度	15,980	14,000	1,980
平成 29 年度	16,957	14,651	2,306	平成 35 年度	15,783	13,857	1,926
平成 30 年度	16,762	14,516	2,246	平成 36 年度	15,587	13,732	1,855
平成 31 年度	16,566	14,396	2,170	平成 37 年度	15,391	13,590	1,801
平成 32 年度	16,370	14,258	2,112	平成 38 年度	15,196	13,464	1,732
平成 33 年度	16,174	14,120	2,054	平成 39 年度	15,000	13,320	1,680

※平成 28 年度は実績値

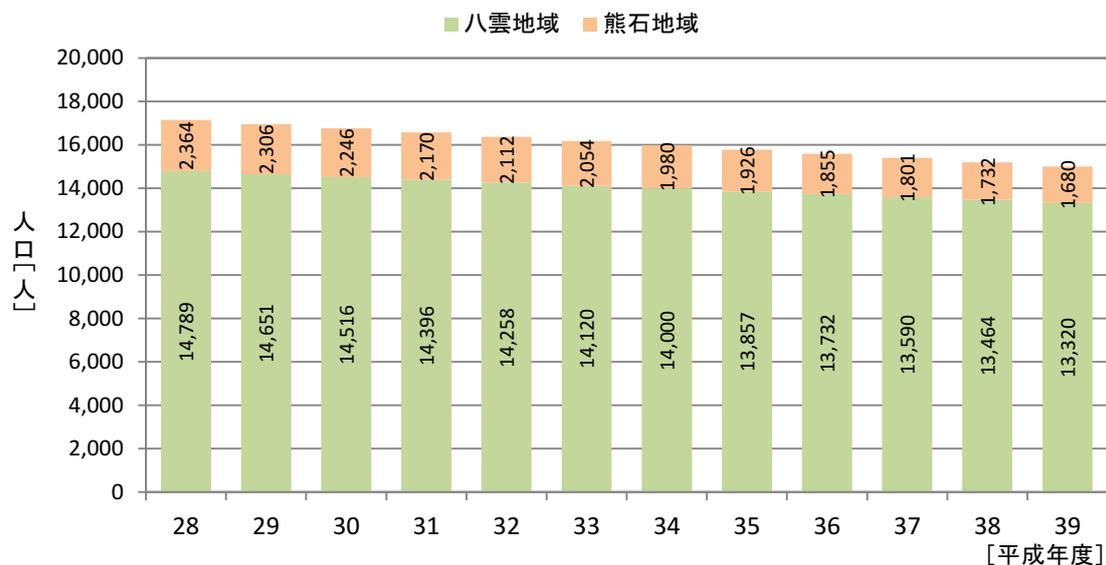


図 4-2 地域別人口

2 ごみ排出量の目標値

(1) 北海道の目標

北海道が、平成 27 年 3 月に策定した第 4 次北海道廃棄物処理計画において排出抑制に関する目標として、平成 31 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量（以下「排出原単位」といいます。）は 940g/人・日以下、家庭ごみ排出原単位は 590g/人・日以下としています。（表 4-3）

表 4-3 排出抑制に関する目標（第 4 次北海道廃棄物処理計画）

区分	現状（平成 24 年度）	目標（平成 31 年度）
一般廃棄物の排出量	2,013 千 t	1,800 千 t（約 11%減）以下とする
1 人 1 日当たりごみ排出量	1,004g/人・日	940g/人・日以下とする
1 人 1 日当たり家庭ごみ排出量	622g/人・日 (478 g/人・日 [※])	590g/人・日以下とする

※国にあわせて資源物を除いて算出した値

(2) 本計画の目標

八雲地域では、小規模事業者が手数料を負担した上でごみステーションに排出することを認めていることから、収集ごみには家庭ごみのほかに事業ごみも含まれています。このため家庭ごみの目標値の設定はできないため、排出原単位について北海道の目標年度、目標値を踏まえ平成 31 年度において 940g/人・日とします。

また、平成 32 年度以降も引き続き減量を進めるため、平成 31 年度までの年平均削減率で平成 39 年度まで削減することを目標とします。

表 4-4 排出原単位の目標値

（単位：g/人・日）

区分	H24	H31	H39	備考
1 人 1 日当たりごみ排出量	970	940 (▲3.1%)	907 (▲3.5%)	集団回収を含む

※平成 31 年度までの年平均削減率：▲3.1%÷7 年（※H24~H31）＝▲0.44%

平成 39 年度における削減率：▲0.44%×8 年（※H31~H39）＝▲3.5%

3 ごみ排出量の見込み

(1) ごみ排出量

表 4-4 の排出原単位と八雲町の将来人口から、ごみ排出量の目標値は、表 4-5 に示すとおりとなります。また、八雲地域と熊石地域のごみ排出量については、過去の各地域の排出量の割合をもとに算定します。(表 4-6)

表 4-5 ごみ排出量の目標値

区分	単位	H28 (実績)	H34 (中間目標)	H39 (目標年次)
人口	人	17,153	15,980	15,000
排出原単位	g/人・日	985	928	907
総排出量※	t/年	6,217	5,412	4,979
排出量	t/年	6,119	5,325	4,897
集団資源回収量	t/年	98	87	82

※集団資源回収量と排出量を合わせて総排出量という。

表 4-6 ごみ排出量の目標値 (八雲地域・熊石地域)

地域	区分	単位	H28 (実績)	H34 (中間目標)	H39 (目標年次)
八雲地域	排出量	t/年	5,309	4,684	4,356
	人口	人	14,870	14,000	13,320
	排出原単位	g/人・日	984	917	894
熊石地域	排出量	t/年	810	641	541
	人口	人	2,429	1,980	1,680
	排出原単位	g/人・日	914	887	880

(2) 分別区分ごとの排出量

「第3 1 基本的方向」で記したとおり、八雲地域では限りある資源のさらなる有効利用を進めるため、現在「燃やせるごみ」として排出されているごみのうち、燃料として利用可能なごみから、固形燃料の製造を行う事業を進めていきます。このため新たなごみの分別区分として「(仮称) 固形燃料ごみ」(以下「固形燃料ごみ」といいます。)を設けます。固形燃料ごみ量については、すでに固形燃料を製造している他都市の事例をもとに推計するとともに、その他の分別区分のごみ量は、八雲地域の実績を踏まえ算定します。(表 4-7)

熊石地域では、分別区分の変更の計画はないため、これまでの実績を踏まえ分別区分ごとの排出量を算定します。(表 4-8)

表 4-7 分別区分ごとの排出量 (八雲地域)

(単位：トン)

搬入区分	分別区分	H28 (実績)	H34 (中間目標)	H39 (目標年次)
計画収集ごみ	固形燃料ごみ		1,311	1,219
	燃やせるごみ	3,045	234	218
	燃やせないごみ	473	422	392
	資源物	1,080	937	871
	生ごみ	230	1,312	1,220
	計	4,827	4,216	3,920
自己搬入ごみ	固形燃料ごみ		234	218
	燃やせるごみ	255	0	0
	燃やせないごみ	227	234	218
	計	482	468	436
排出量	固形燃料ごみ		1,545	1,437
	燃やせるごみ	3,300	234	218
	燃やせないごみ	700	656	610
	資源物	1,080	937	871
	生ごみ	230	1,312	1,220
	計	5,309	4,684	4,356

※ごみ固形燃料化施設の稼働は、平成 34 年度を予定。

表 4-8 分別区分ごとの排出量（熊石地域）

（単位：トン）

搬入区分	分別区分	H29 (実績)	H34 (中間目標)	H39 (目標年次)
計画収集ごみ	燃やせるごみ	541	423	357
	燃やせないごみ	148	109	92
	計	689	532	449
自己搬入ごみ	燃やせるごみ	68	64	54
	燃やせないごみ	53	45	38
	計	121	109	92
排出量	燃やせるごみ	609	487	411
	燃やせないごみ	201	154	130
	計	810	641	541

第5 ごみ処理基本計画

1 ごみ減量・リサイクル

(1) 基本方針

循環型社会の実現に向け、八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の理念に基づき、①ごみを減らす・持ち込まない（リデュース）、②ごみとしないで再使用（リユース）、③もう一度資源として活用（リサイクル）を合わせた「3R」に根ざした暮らし方を旨とするために、次の3つをごみ減量・リサイクルの基本方針とします。

【基本方針】

3Rの実現・・・循環型社会を目指して

- | | |
|----------------|-----------------|
| ●ごみを減らす・持ち込まない | リデュース (Reduce) |
| ●ごみとしないで再使用 | リユース (Reuse) |
| ●もう一度資源として活用 | リサイクル (Recycle) |

●ごみを減らす・持ち込まない：リデュース (Reduce)

リデュースとは、ごみの発生量や資源の使用量を減らすことをいいます。レジ袋や過剰包装など不要なものは断る、食料品は無駄にならないように必要なだけ買うことや、使い捨て商品はなるべく購入しないことなどです。長く使える物を選んで購入することもごみの量を減らすことにつながります。

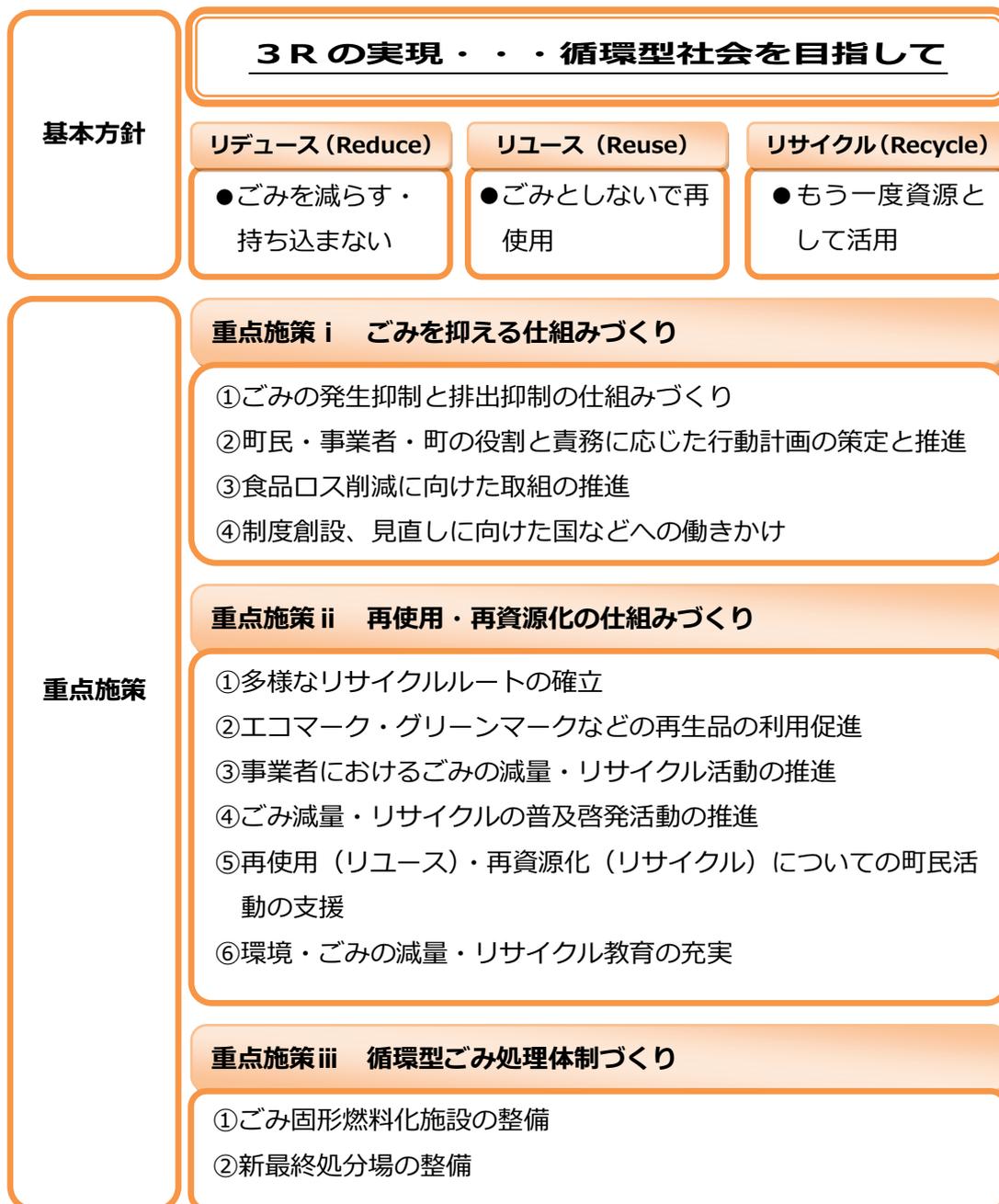
●ごみとしないで再使用：リユース (Reuse)

リユースとは、一度使ったものを廃棄せず、そのままの形で再使用することをいいます。いらなくなったものをごみとして捨ててしまう前に、何かに使えないかを考えたり、着なくなった衣類などをフリーマーケットに出すことなどをいいます。

●もう一度資源として活用：リサイクル (Recycle)

リサイクルとは、一度使ったものを廃棄せず、再び資源化して利用することをいいます。牛乳パックやダンボールなどを回収してトイレトペーパーや新聞の紙にしたりにして別の物を作ることをいいます。

また、基本方針「3Rの実現・・・循環型社会を目指して」に基づき、3つの重点施策により、今後のごみの減量・リサイクルを推進していきます。



(2) ごみを抑える仕組みづくり

1) ごみの発生抑制と排出抑制の仕組みづくり

ごみの減量やリサイクルを進めていくにあたって、ごみとして排出される前の段階の取組が最も重要です。そのため、ごみの発生や排出を抑制する取組、ごみの資源化を促進・誘導するような制度や仕組みをつくるなど、循環型社会の実現を目指し、取組を進めていきます。

2) 町民・事業者・町の役割と責務に応じた行動計画の策定と推進

ごみの発生、排出の抑制を図るためには、町民・事業者・行政が生産から消費、そして廃棄に至るまでにそれぞれの役割と責務を果たす必要があります。

北海道が策定した「第4次北海道廃棄物処理計画」を参考に、各主体の具体的な行動計画（案）を示します。

表 5-1 行動計画（案）

町民	<ul style="list-style-type: none">● 商品の購入に当たっては簡易包装の商品を選択します。● 繰り返し使用できる商品を選択します。● 耐用性に優れた商品及び再生品を選択します。● 商品の使用に当たっては故障時の修理を励行します。● 商品はできるだけ長期間使用します。● マイバッグ・マイカップを活用します。● 食材の使い切り・食べ切りにより生ごみの発生を少なくします。● 生ごみの水切りを徹底します。● 生ごみは堆肥として利用します。● フリーマーケットの利用等により製品を再使用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 原材料の選択の際には廃棄物の排出が少なくなることを考慮します。● 製造工程を改良し、廃棄物の発生を少なくします。● 発生した廃棄物の再利用に努めます。● 包装資材の削減に努めます。● 繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の製造または販売に努めます。● 修繕体制の整備により、廃棄物の排出抑制に努めます。● 商品の長期間使用や建物の長寿命化を図ります。
町	<ul style="list-style-type: none">● 自ら率先して排出事業者としての役割を実践します。● 町民等に対して、分別収集や再生利用の促進に関する普及啓発や情報提供を行います。● 3Rの推進と適正処分の確保を着実に推進するものとします。

3) 食品ロス削減に向けた取組の推進

家庭から出るごみの中で大きな割合を占めるのが生ごみですが、生ごみには食べ残しや未開封品など「食品ロス」も多く含まれています。食品ロスを削減することは、ごみの減量とともに、食べ物を無駄にしないという大切な取組です。八雲町においても食品ロス削減に向けた取組を進めていきます。

4) 制度創設、見直しに向けた国などへの働きかけ

循環型社会を実現するためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムを抜本的に見直し、拡大生産者責任（EPR）の考え方の普及促進や新たな制度、ルールを構築する必要があります。

このため、町の枠組みを超えた制度の創設や見直しなどについては、渡島町村会や北海道町村会などと連携をとりながら、下記事項について国などのほか、産業界へ働きかけていきます。

① 拡大生産者責任（EPR）の考え方の普及促進

拡大生産者責任の考え方を広く社会に浸透させ、製品が廃棄物となった段階においても生産者がある処理やリサイクルに責任を持つ仕組みの確立に向けた取組を進めていきます。

② 容器包装リサイクル法の整備と見直し

容器包装リサイクル法により、自治体と製造業者などが処理費用を負担する仕組みとなっていますが、拡大生産者責任（EPR）の原則により、自治体が負担している収集・選別・保管などの費用を事業者負担などとするを強く働きかけていきます。

③ 適正処理困難物などの事業者回収ルート整備の働きかけ

ベッドマットレスやバッテリーなど自治体における適正処理が困難なごみについて、事業者による回収が図られるように、国などのほか、製造事業者に対して働きかけていきます。

④ 製造事業者がごみ処理や再資源化費用を負担する仕組みづくり

ごみ処理費用が組み込まれた社会システムとして、「汚染者負担の原則（PPP）」や「拡大生産者責任（EPR）」などの考え方に基づき、製品を生産する事業者が、製品がごみとなった場合の処理責任と処理費用を負担する仕組みを広く社会に浸透させる必要があります。

その期待される効果は、ごみ処理費用が製造費用に反映されることから生産段階でのごみ減量が促進されることであり、企業活動の一環として生産者の責任と費用

負担が明確化されることとなります。

このごみ処理費用を製品の価格に組み込むことは、容器包装リサイクル法の対象となる製品の生産者が再資源化の費用を負担する形態などがありますが、こうした仕組みの拡大に向けて、国などのほか、事業者などへ積極的に働きかけていきます。

(3) 再使用・再資源化の仕組みづくり

1) 多様なリサイクルルートの確立

ごみの減量及びリサイクルを推進するためには、ごみとして排出する前の段階で、できるだけ多くのリサイクルの方法を整える必要があります。そのため、既にあるリサイクルルートの実態を把握するとともに、多様なリサイクルルートの確立に努めていきます。

2) エコマーク・グリーンマークなどの再生品の利用促進

回収されたものがそのまま再使用され、または再生されて市場に流通し再使用されることによって、初めてリサイクルが成り立つことから、再生品の需要の確保と市場の安定化を図る必要があります。

そのため、再生品の情報提供を積極的に行い、町民や事業者の意識改革を図りその利用を促進していきます。

また、詰め替えできる製品や、耐久性の高い製品など環境に配慮した製品を購入することなどを呼びかけていきます。

3) 事業者におけるごみの減量・リサイクル活動の推進

ごみの発生抑制には、まず、製造事業者などによる生産・流通・販売段階における再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の取組が必要であり、また、事務所などの排出事業者については、分別の徹底や減量行動が求められます。

このため、これら事業活動に伴って発生するごみに対し、分別の徹底などを含めたごみ発生抑制と排出抑制に向けた取組を促進していきます。

4) ごみ減量・リサイクルの普及啓発活動の推進

これまでの普及啓発活動は、ごみ排出におけるルールの遵守を目的として行われてきました。これからは、町民一人ひとりがごみの減量・リサイクルの推進について自発的な行動を引き出すことを目的とし、ごみ問題や清掃行政についての理解を深めてもらうことが必要です。

このため、町民の自発的な取組に役立つよう、ごみの減量・リサイクルの推進に関する積極的な情報発信を進めていくことや多彩なイベントを町民団体などと協力しながら行っていきます。

① 環境にやさしい暮らし方の普及・啓発

過剰包装の辞退や買い物袋持参運動などを呼びかけ、その効果について広く町民に周知するほか、町内各店舗に協力を依頼していきます。

② ごみ減量などの情報提供

ごみ減量の方法やその効果について、町民にわかりやすい情報の提供に努め、ホームページなどの内容の充実を図っていきます。

5) 再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）についての町民活動の支援

ごみの減量・リサイクルの推進を町民・事業者・町の三者の協働で推進していくためには、各主体の取組はもちろんのこと、町民の役割と責務に基づいた自発的なリユースやリサイクル活動の推進が、今後ますます重要になってきます。

平成14年度から助成している集団資源回収は、今後も再資源化を促すため普及啓発に努めていくとともに、助成制度を継続していきます。

また、小型家電、古着、廃食用油の回収については、今後も説明会を開催しながら取組を進めていきます。

6) 環境・ごみの減量・リサイクル教育の充実

ごみの減量・リサイクルの推進に関する行動が町民生活の中で定着していくには、町民活動の支援のほかに、ごみの減量・リサイクルの推進についてさまざまな学習機会を設けて、より多くの町民の理解を求めていくことが必要です。

このため、これらの課題を身近なものとして理解できるよう八雲町リサイクルセンター、今後整備を計画しているごみ固形燃料化施設への見学会など体験型学習の充実、学習機会の提供に努めていきます。

(4) 循環型ごみ処理体制づくり

1) ごみ固形燃料化施設の整備

燃やせるごみの減量、資源として有効利用を推進するため、ごみ固形燃料化施設の整備に着手します。

2) 新最終処分場の整備

八雲町最終処分場は、本計画の期間内においては埋立可能となっておりますが、新たな最終処分場の整備には、建設場所の選定からスタートすると長期間が必要となることから、現最終処分場の残余容量を勘案しながら、新最終処分場の整備事業を計画的に進めていきます。

2 収集・運搬

(1) 収集・運搬に関わる基本方針

ごみの収集・運搬は、ごみを排出する町民とこれを収集する町との接点であり、また、ごみの再生利用や適正な処理、処分を行うための重要な工程の一つです。

町の分別区分は、資源化と中間処理の方法を考慮して定めています。今後も、資源化や中間処理の方法に応じた分別を基本に収集・運搬を行います。

(2) 収集・運搬に関わる計画

1) 八雲地域

① 収集・運搬の範囲

収集区域は、現在と同様、八雲地域全域を対象とします。

② 収集・運搬の主体

現在と同様に、町が委託する業者により実施します。

③ 収集・運搬の人員・機材

現行の人員、機材を基本としながら、新たな分別区分の応じて、適宜見直しを図ります。

④ 収集方式

ごみステーション方式、戸別収集方式の併用とします。

⑤ 収集・運搬するごみの種類

町が収集・運搬するごみは、家庭から排出されるごみのほか、「八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、事業所から排出される一般廃棄物とします。

ただし、処理が困難なもの、危険物、各種リサイクル法により事業者等に引取義務が生じるなど、町で処理できないものは、収集・運搬及び処理・処分は行いません。これらのごみの例は、表 2-11 に示しています。

⑥ 分別区分

現在は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」、「有害ごみ」の区分で収集しています。資源物はさらに「プラスチック製容器包装」、「紙類容器包装」、「空きびん」、「空き缶」、「ペットボトル」、「紙類」、「白色トレイ」、に分別して収集しています。さらに八雲市街地では「生ごみ」の分別収集を行っています。

「第3 1 基本的方向」で記したとおり、八雲地域では限りある資源のさらなる有効利用を進めるため、現在「燃やせるごみ」として排出されているごみのうち、燃料として利用可能なごみから、ごみ固形燃料の製造を行う事業を進めていきます。製造した固形燃料は、当面、札幌市内にある地域熱供給事業を行っている事業者に販売します。熱供給事業者では、固形燃料を大型のボイラで燃やし、温水をつくり、団地や商業施設などへ熱供給を行っています。このボイラでの利用に当たっては、生ごみなど燃焼に不適なごみは、分別する必要があります。

このため、固形燃料に不適な生ごみや紙おむつを除いたごみを新たに「固形燃料ごみ」として分別します。また、生ごみは現在、八雲市街地のみで行っていますが、「固形燃料ごみ」の分別開始にあわせて、八雲地域全域での収集を検討します。「固形燃料ごみ」と「生ごみ」以外は、「燃やせるごみ」として、これまでと同様にリレーポート山越を経て、広域連合のクリーンおしまで焼却します。

なお、分別区分は、ごみ固形燃料化施設の基本計画策定時において詳細を決定するとともに、変更した分別区分について説明会等を開催し、町民や事業者へ周知していきます。

表 5-2 分別区分 (案)

分別区分		備考
	生ごみ	八雲地域全域での収集を検討
	固形燃料ごみ	新設：紙類、プラスチック類、木類など
	燃やせるごみ	変更：紙おむつ、衛生用品など
	燃やせないごみ	現状どおり
	粗大ごみ	現状どおり
	有害ごみ	必要に応じて新たな危険物を指定
資源 ご み	プラスチック製容器包装	現状どおり
	紙製容器包装	現状どおり
	空きびん	現状どおり
	空き缶	現状どおり
	ペットボトル	現状どおり
	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック	現状どおり
	白色トレイ	現状どおり

⑦ ごみ処理手数料

ごみ処理手数料については、現在の指定ごみ袋による方法（粗大ごみはステッカー方式）で徴収します。なお、新たに分別する「固形燃料ごみ」についても、現在の「燃やせるごみ」と同様に、ごみ処理手数料を徴収することとして検討します。

2) 熊石地域

① 収集・運搬の範囲

収集区域は、現在と同様、熊石地域全域を対象とします。

② 収集・運搬の主体

現在と同様に、南部桧山組合が委託する業者により実施します。

③ 収集・運搬の人員・機材

南部桧山組合の計画によるものとします。

④ 収集方式

ごみステーション方式、戸別収集方式の併用とします。

⑤ 収集・運搬するごみの種類

収集・運搬するごみは、家庭から排出されるごみとし、事業所から排出される事業系一般廃棄物については、施設への自己搬入とします。

また、家庭から排出されるごみであっても、処理が困難なもの、危険物、各種リサイクル法により事業者等に引取義務が生じるなど処理できないものは、収集・運搬及び処理・処分は行いません。これらのごみの例は、表 2-11 に示しています。

⑥ 分別区分

現在の分別区分である「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」及び「粗大ごみ」の3区分のほか、資源物の回収については、八雲町として今後検討していきます。

⑦ ごみ処理手数料

ごみ処理手数料については、現在の指定ごみ袋及びシールによる方法で徴収します。

3 中間処理

(1) 中間処理に関わる基本方針

ごみの減量を進めた上で、排出されたごみの資源化と適正処理を行うため中間処理を行います。

(2) 中間処理に関わる計画

1) 八雲地域

① 中間処理の方法

八雲地域の中間処理の方法は、以下のとおりとします。

新たに分別収集する「固形燃料ごみ」は、八雲町が整備する「ごみ固形燃料化施設」で固形燃料を製造します。製造した固形燃料は、当面、札幌市内にある地域熱供給事業者へ販売します。

「生ごみ」は、「八雲町地域バイオマス利活用施設」において堆肥化处理します。なお、バイオマス利活用施設では、一般廃棄物の受入量を 1,000 トンとして計画していることから、搬入量を調整しながら、処理を行います。

「燃やせるごみ」は、「リレーポート山越」へ搬入後、大型運搬車に積み替えて「クリーンおしま」に運搬し、処理します。処理の過程で発生する溶融スラグは可能な限り資源として有効利用を図ります。

「燃やせないごみ」は、「八雲町リサイクルセンター」で破碎処理し、鉄類・アルミ類を回収します。また、可燃物は焼却、不燃物は埋立します。

「資源物」は「八雲町リサイクルセンター」において品目毎に資源化处理または保管を行い、資源回収業者や容器包装リサイクル法の回収ルートによって再商品化を進めます。

「乾電池」等の有害ごみは委託処理します。

② 中間処理施設の整備計画

ごみ固形燃料化施設は、廃止した八雲町じん芥処理場（旧焼却施設）を解体し、その跡地に整備する計画です。現在のところ施設規模は 1 日あたり 7 トン程度を計画しており、平成 30 年度から調査、計画を進め、具体的な施設内容を決定していきます。

なお、現在の試算では、平成 28 年度の八雲町のリサイクル率に対し、供用開始を予定している平成 34 年度では約 25 ポイント向上した 45%、埋立処分量は平成 28 年度の埋立処分量に対して半分程度の 380 トンが見込まれます。

表 5-3 ごみ固形燃料化施設の整備事業の概要（予定）

①設置場所	八雲町山崎 219 番地（八雲町じん芥処理場解体跡地）
②施設規模	約 7t/日（今後、基本計画を行い決定）
③対象ごみ	資源物とならない紙ごみ、プラスチック類、木くずなど（生ごみや紙おむつは対象としない）
④事業予定	じん芥処理場解体：平成 31～32 年度
	ごみ固形燃料化施設整備：平成 32～33 年度
	ごみ固形燃料化施設供用開始：平成 34 年度～

表 5-4 ごみの固形燃料化によるリサイクル率・埋立処分量の見込み

区分	単位	H28 (実績)	H34 (供用開始)
リサイクル率	%	20.3	45
埋立処分量	トン/年	723	380

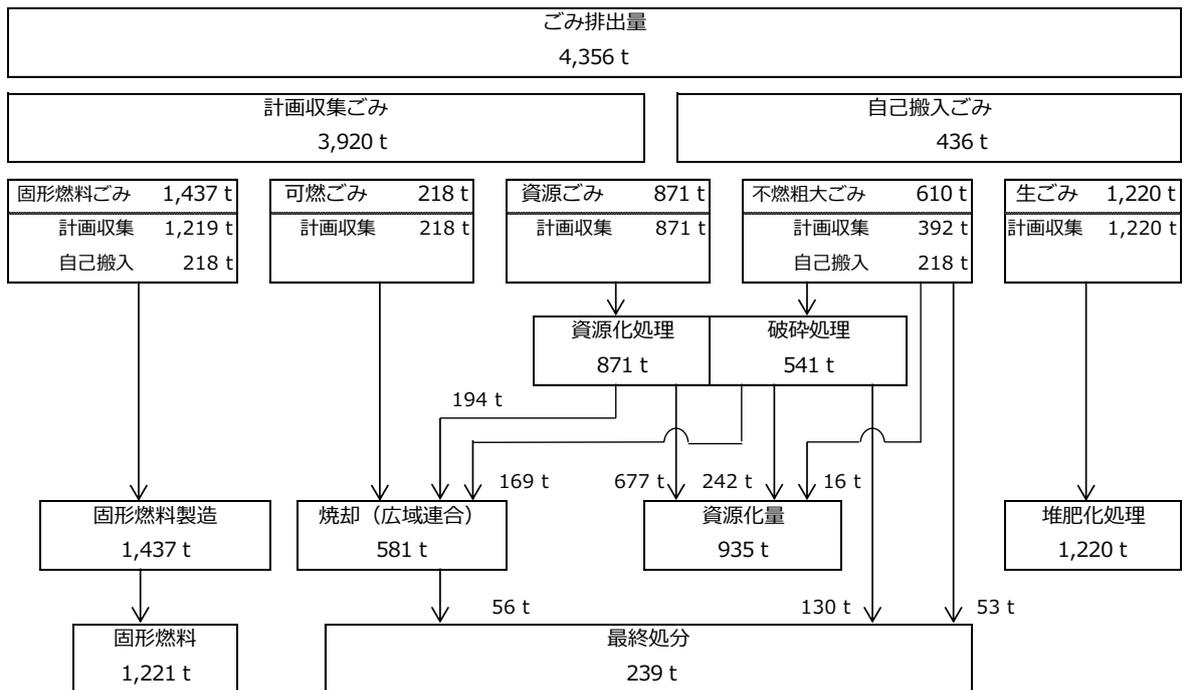


図 5-1 目標年次（平成 39 年度）におけるごみ処理の流れ（八雲地域）

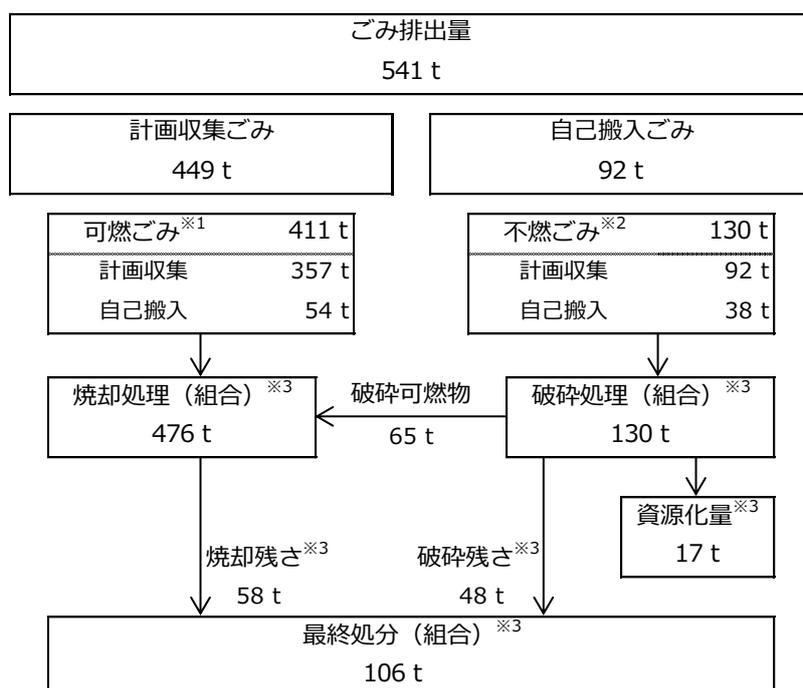
2) 熊石地域

① 中間処理の方法

熊石地域の中間処理の方法は、以下のとおりとします。

「燃やせるごみ」は、現在と同様、南部松山清掃センター焼却施設で焼却処理しますが、燃やせるごみとして出されている新聞、ダンボールなどは、資源物としてリサイクルを進め、焼却量を減らしていきます。

「燃やせないごみ」及び「粗大ごみ」は、南部松山清掃センター粗大ごみ処理施設で破碎処理し、鉄類・アルミ類を回収します。



※1 可燃性粗大ごみを含む。

※2 不燃性粗大ごみを含む。

※3 熊石地域の搬入量の割合から推定した処理量である。

図 5-2 目標年次（平成 39 年度）におけるごみ処理の流れ（熊石地域）

4 最終処分

(1) 最終処分に関わる基本方針

ごみ処理の最終工程として最終処分場は、ごみ処理を行う上で必要不可欠な施設です。八雲地域は本町の最終処分場、熊石地域は南部松山組合の最終処分場で埋立を行っています。両施設とも減量化が進み、また八雲町の最終処分場は埋立容量の変更などにより、建設当初の埋立期間よりも延長されています。今後もできる限りごみの減量化、リサイクルを進め、埋立処分量の削減を図っていきます。

(2) 最終処分に関わる計画

1) 八雲地域

① 最終処分の方法

最終処分の方法は、埋立処分とします。埋立処分する主な廃棄物は、クリーンおしの焼却残さ（溶融飛灰）、八雲町リサイクルセンターの処理残さ及び粗大ごみ等の埋立ごみとします。

② 最終処分場の整備計画

八雲町の最終処分場は、平成 43 年度に埋立終了の見込みとなっておりますが、新たな最終処分場の整備には、建設場所の選定からスタートすると長期間が必要となることから、現最終処分場の残余容量を勘案しながら、新最終処分場の整備事業を計画的に進めていきます。

③ 最終処分場の維持管理

廃棄物処理法に基づき維持管理を行っていくとともに、埋立量、浸出水処理水の検査結果など情報開示を行います。

2) 熊石地域

① 最終処分の方法

最終処分の方法は、南部松山組合の処理計画に基づき行います。同組合では、南部松山清掃センターの焼却残さ、破碎処理残さ、プラスチック類、汚泥等を埋立しています。

② 最終処分場の整備計画

南部松山組合の最終処分場は、平成 39 年度まで埋立可能となっておりますが、埋立量の動向を見据えながら、計画的に新最終処分場の整備を進めていく計画です。

③ 最終処分場の維持管理

南部松山組合において、廃棄物処理法に基づき維持管理を行っていくとともに、埋立量、浸出水処理水の検査結果など情報開示を行います。

5 その他の計画

(1) 不法投棄の防止

不法投棄については、地域住民や関係機関と連携を図り、不法投棄の防止を一層推進する必要があります。

このため、不法投棄の防止に向け、広報等での呼びかけ、啓発看板の設置、パトロールを行います。

(2) 在宅医療廃棄物

高齢化社会とあわせて要医療者が増加する一方、病床数の不足などから、その対策として家庭において医療処置を行う在宅医療が進められています。この在宅医療に伴い発生する廃棄物は一般廃棄物として扱われますが、注射針など一部に感染性を有する廃棄物が含まれます。これらの廃棄物を町では処理することができないので、医療機関など関係機関と協議を行い、在宅医療廃棄物に関わる対応を定め、周知します。

(3) 災害廃棄物対策

台風や地震等、自然が引き起こす災害時の廃棄物の処理に関して、迅速かつ的確に行うために、他の市町村への協力の働きかけなど、災害発生時の廃棄物処理を可能な限り円滑に進め、地域の衛生状態の維持に努めます。

(4) ごみ広域処理

平成9年12月に北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、北海道におけるごみ処理の広域化は、道内32ブロックが基本となっています。

八雲地域は、渡島管内の北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町の1市9町による渡島ブロックに枠組みされ、その後、広域処理の協議を経て渡島廃棄物処理広域連合を設立しました。広域連合では、広域焼却施設「クリーンおしま」と3ヶ所の中継施設の整備を進め、現在に至っています。

熊石地域は、南部桧山組合の構成町（江差町、上ノ国町、乙部町、厚沢部町、八雲町熊石地域）、北部桧山衛生センター組合の構成町（今金町、せたな町）による桧山ブロックに枠組みされましたが、広域処理についてはそれぞれの組合ごとに行うこととしました。

今後も、広域連合や南部桧山組合による広域処理について、構成市町と協力しながら円滑に進めます。